

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録および登録の確認

町民課もしくはスマートフォン・パソコンで健康保険証利用登録および登録確認ができます。

町民課で利用登録および登録確認をいただく場合はマイナンバーカードをご持参いただき、作成時に設定いただいた4桁の暗証番号のご入力が必要となります。暗証番号をお忘れの場合は再登録が可能ですが、その際にはマイナンバーカードと身分証明書(マイナンバーカードを除く運転免許証等)、身分証明書がない場合は2点以上のご自身の氏名、生年月日、住所がわかる資料が必要となります。なお、医療機関でも利用登録は可能です。(4桁の暗証番号の入力が必要となります。)

また、下記のQRコードから利用登録および確認方法についてご案内しております。

マイナポータル  
健康保険証利用登録について



マイナポータル  
健康保険証情報確認操作マニュアル



## 『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』の発行

12月2日以降の保険証発行廃止に伴い、限度額適用認定証(以下、限度証)および限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額証)の発行についても以下のとおり変更となります。

### (1) 従来の保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に限度証・減額証を申請される方

引き続き限度証または減額証を発行いたします。ただし、保険証の記載事項の変更(住所、氏名、負担割合等)が生じた方は、マイナ保険証または資格確認書への切り替えになるとともに、下記(2)または(3)に応じて対応いたします。

### (2) 資格確認書をお持ちの方で、新規に限度証・減額証を申請される方

国民健康保険にご加入中の方は、引き続き限度証または減額証を発行いたします。

後期高齢者医療にご加入中の方は、記載欄に被保険者様の負担区分を印字した資格確認書を新たに発行いたします。

### (3) マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証には、医療機関等が被保険者の負担割合や負担区分等の保険情報が確認できる機能が備わっておりますので、限度証・減額証の申請は不要となります。

## 来年度の一斉更新に伴う対応

例年、7月中旬から下旬にかけて新しい保険証を送付しておりましたが、上記のとおり、令和6年12月2日以降は保険証の発行が廃止されることから、来年度の一斉更新から保険証は発行されず、①または、②の条件に照らし合わせて『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』が送付されます。

現段階で関係機関等から発出されている情報を基にご案内させていただいておりますが、今後新たに確定された事項や変更点等がありましたら、ホームページや広報を通じて皆様方に改めてご案内させていただきます。また、マイナ保険証をお持ちの方で、特殊な運用を要する方は町民課保険年金担当までご相談ください。

## 12月2日から保険証が変わります

町民課  
TEL 0493-62-2154

12月2日以降は従来の保険証の発行が廃止されます。既に発行されている保険証は有効期間まで変わらずにお使いいただけます。新たに国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入された方や保険証の記載事項に変更が生じた方等に、『資格情報のお知らせ』もしくは『資格確認書』が送付されるようになります。どちらかが送付されるかは以下の条件によります。

### ①『資格情報のお知らせ』

・マイナンバーカードをお持ちで、  
健康保険証利用登録をされている方

上記の場合には、マイナンバーカードを保険証としてお使いいただけますが、12月2日以降に新規加入や窓口での負担割合等の変更が生じた場合には『資格情報のお知らせ』を送付いたします。

### ②『資格確認書』

・マイナンバーカードをお持ちでない方  
・マイナンバーカードを持っているが、  
健康保険証利用登録が未完了の方

上記の場合には、従来の保険証に代わる『資格確認書』を送付いたします。今までお使いいただいた保険証の代わりになりますので、医療機関への受診の際にご提示ください。



マイナンバーカードの作成と保険証利用登録は任意です。マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書を交付いたしますので、医療機関等で安心してご利用いただけます。今の保険証も変わらず使えます。

## 12月2日以降の事例

### 01

#### 12月2日以前から嵐山町で国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入済みの方

有効期限まで従来の保険証をご利用いただけます。ただし、12月2日以降に記載事項の変更(住所、氏名、窓口での負担割合等)がある方は、従来の保険証がご利用できなくなりますので、上記①『資格情報のお知らせ』または、②『資格確認書』が届きます。国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入中の短期証をお持ちの方は、12月2日以降の更新時に同様の対応を行います。

### 02

#### 12月2日以降に国民健康保険に加入する方

お勤めの会社の退職等により国民健康保険に加入される場合、加入時の聞き取りにより①もしくは②の対応を行います。

### 03

#### 国民健康保険に加入しており、12月2日以降に70歳を迎える被保険者の方

国民健康保険は70歳になりますと、前年度の収入等により負担区分の変更が生じる方がいらっしゃいます。そのため、12月1日以降に70歳を迎える方の保険証の有効期限は70歳を迎える月末までとなっておりますので、当該月の下旬に①もしくは②の通知を送付いたします。

### 04

#### 12月2日以降に75歳を迎える方

75歳を迎えられますと後期高齢者医療保険に加入となります。12月2日以降に75歳を迎えられる方には、75歳に到達する2週間程度前に①もしくは②の通知を送付いたします。また、既に後期高齢者医療保険に加入済みの方がいる世帯は、その方の記載事項の変更も生じることがありますので、その方も①もしくは②の通知を送付する場合があります。

### 05

#### 12月2日以降に嵐山町から転出する方

転出に伴い、国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入資格は喪失されますので、従来の保険証または資格確認書をお持ちの方は原則回収されます。転出先の市町村において所定の手続き後、①もしくは②の通知が送付されます。詳細につきましては当該市町村にご確認ください。

### 06

#### 12月2日以降に嵐山町へ転入し国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入する方

転入前市町村で国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方が嵐山町へ転入すると、従来であれば嵐山町の保険証が作成されましたが、12月2日以降は保険証の発行が廃止されるため、転入時の聞き取りにより①もしくは②の対応を行います。